

資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、令和元年5月10日に可決・成立し、令和元年10月1日から全面的に実施となりました。

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

平成26年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」(とりまとめ)
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
平成30年10月15日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月17日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回目)
平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回目)
令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
令和元年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
令和元年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることが、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。



(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

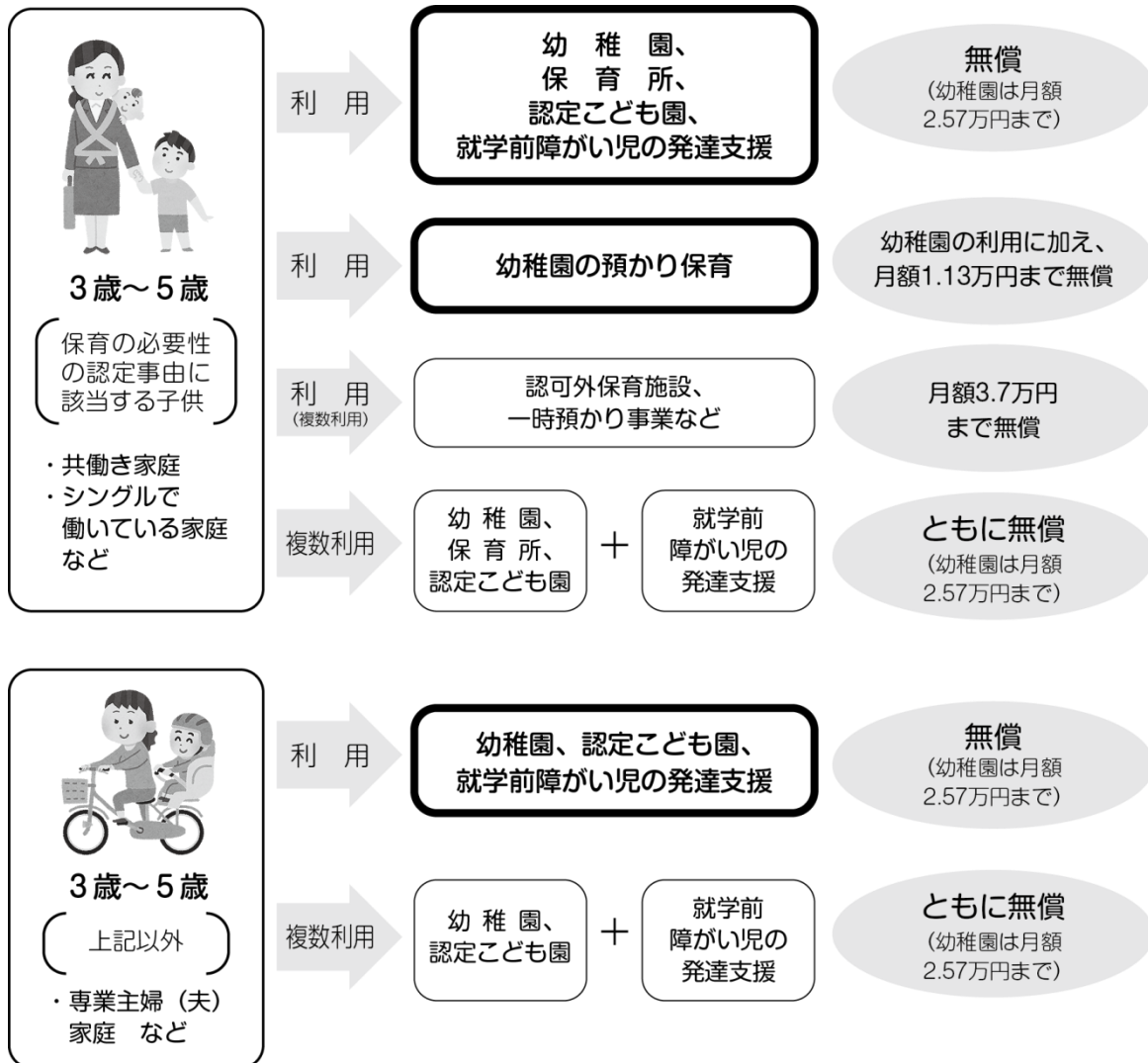
■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ

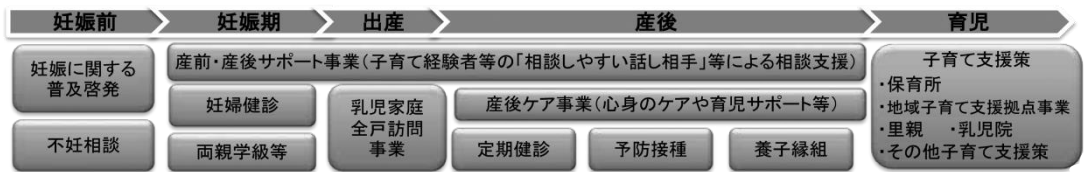
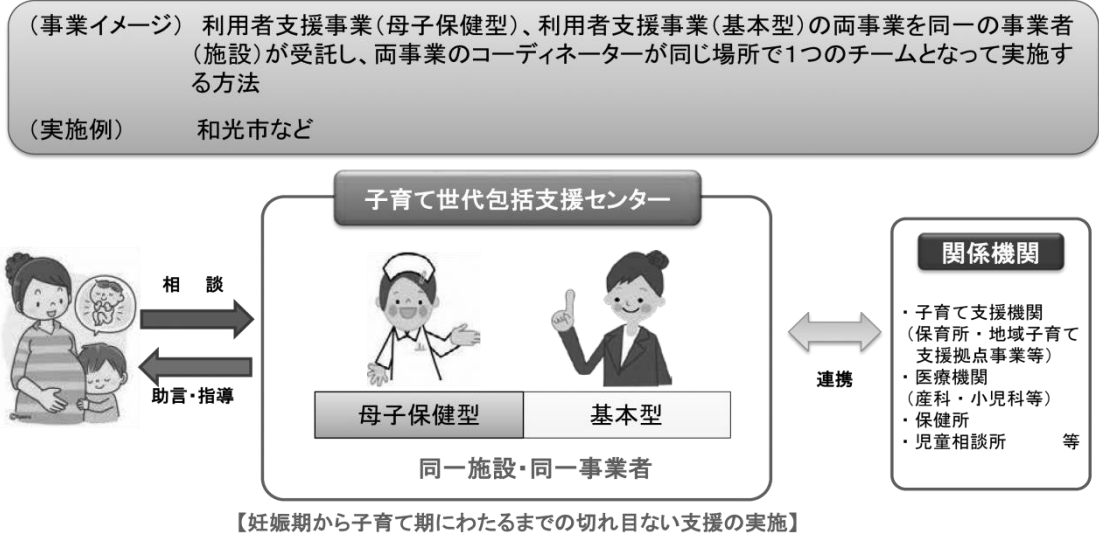


資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



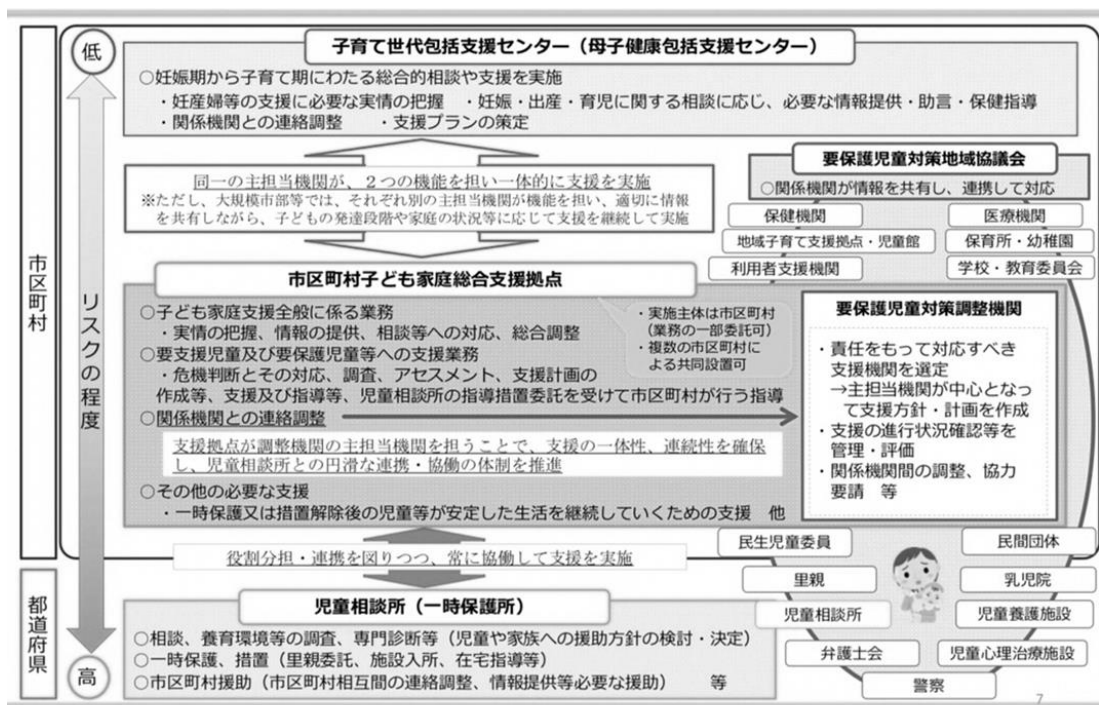
2 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点について

(1) 子育て世代包括支援センターの具体的イメージ



資料:厚生労働省

(2) 子ども家庭総合支援拠点の具体的イメージ



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を認め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

資料:厚生労働省

(3) 家庭児童相談の状況

児童虐待の通告や相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑多様化しています。

単位：件

年度	区分	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談				その他相談	合計
		児童虐待	養育不安等				性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
平成30年度	受付件数	41	6	0	0	0	0	0	0	0	0	47
	調査件数	2,021	1,276	0	0	7	25	29	0	0	0	3,358
平成29年度	受付件数	17	3	0	0	0	1	1	0	0	0	22
	調査件数	1,407	851	0	0	27	51	196	0	0	0	2,532



3 北上市子ども・子育て会議

(1) 設置条例

平成25年10月1日
条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、北上市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 北上市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉団体から推薦を受けた者
- (2) 事業者団体から推薦を受けた者
- (3) 労働者団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 公募による市民
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

区分	氏名	役職	任期
1号委員	齊 藤 政 昭	主任児童委員	令和元年12月25日～令和2年1月31日
2号委員	佐 藤 仁 実	北上商工会議所 青年部会員	平成30年2月1日～令和2年1月31日
2号委員	笠 井 壽 枝	北上工業クラブ 会員	平成30年2月1日～令和2年1月31日
3号委員	及 川 圭 子	連合岩手花巻北上地域協議会 副議長	平成30年2月1日～令和2年1月31日
4号委員	高 橋 千 秋	くにみ保育園 園長	平成30年2月1日～令和2年1月31日
4号委員	今 西 界 雄	岩手県私立幼稚園連合会 中部地区北上地区会 会長	平成30年2月1日～令和2年1月31日
4号委員	伊 藤 成 一	北上市学童保育連絡協議会 事務局長	平成30年2月1日～令和2年1月31日
5号委員	高 橋 麻衣子	中部地区私立幼稚園・認定こ ども園PTA連合会 副会長	令和元年6月1日～令和2年1月31日
5号委員	千 田 輝 幸	北上地区保育施設保護者会 連合会 会長	令和元年6月1日～令和2年1月31日
5号委員	石 積 拓 也	北上市PTA連合会 副会長	令和元年6月1日～令和2年1月31日
6号委員	大 塚 健 樹	盛岡大学短期大学部 幼児教育科教授	平成30年2月1日～令和2年1月31日
6号委員	岸 隆 子	専修大学北上福祉教育専門学 校 保育科長	平成30年2月1日～令和2年1月31日
7号委員	豊 巻 智 子	公募委員	平成30年2月1日～令和2年1月31日
8号委員	齊 藤 昭 平	更木町振興協議会会長	平成30年2月1日～令和2年1月31日
8号委員	後 藤 大 平	岩手県男女共同参画審議会 委員	平成30年7月1日～令和2年6月30日

※ 1号委員…児童福祉団体から推薦を受けた者 2号委員…事業者団体から推薦を受けた者
 3号委員…労働者団体から推薦を受けた者 4号委員…子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 5号委員…子どもの保護者 6号委員…学識経験を有する者
 7号委員…公募による市民 8号委員…その他市長が必要と認める者



4 策定経過

会議名	令和元年度第1回北上市子ども・子育て会議
開催日時	令和元年7月8日（月）
審議内容	（1）北上市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について （2）第2期北上市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
会議名	第1回北上市子どもの貧困対策推進会議幹事会
開催日時	令和元年8月27日（火）
審議内容	（1）子どもの貧困対策の具体施策策定方針について （2）子どもの貧困対策の具体施策について
会議名	第1回北上市子どもの貧困対策推進会議
開催日時	令和元年8月30日（金）
審議内容	（1）子どもの貧困対策の具体施策策定方針について （2）子どもの貧困対策の具体施策について
会議名	第2回北上市子どもの貧困対策推進会議幹事会
開催日時	令和元年9月25日（水）
審議内容	（1）子どもの貧困対策の具体施策について
会議名	第2回北上市子どもの貧困対策推進会議
開催日時	令和元年10月3日（木）
審議内容	（1）子どもの貧困対策の具体施策について
会議名	第3回北上市子どもの貧困対策推進会議幹事会
開催日時	令和元年10月28日（月）
審議内容	（1）子どもの貧困対策の主な具体施策について
会議名	第3回北上市子どもの貧困対策推進会議
開催日時	令和元年11月8日（金）
審議内容	（1）子どもの貧困対策の主な具体施策について
会議名	第1回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会
開催日時	令和元年11月12日（火）
審議内容	（1）第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の策定について
会議名	庁議
開催日時	令和元年11月25日（月）
審議内容	（1）第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
会議名	令和元年度第2回北上市子ども・子育て会議
開催日時	令和元年11月27日（水）
審議内容	（1）第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の策定について
会議名	第4回北上市子どもの貧困対策推進会議幹事会
開催日時	令和元年11月28日（木）
審議内容	（1）子どもの貧困対策の主な具体施策と指標について



会議名	第1回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会
開催日時	令和元年11月28日（木）
審議内容	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針について (2) 施策の進捗評価について (3) 人口推計とニーズ量の見込みについて (4) 施策体系図について
会議名	第4回北上市子どもの貧困対策推進会議
開催日時	令和元年12月17日（火）
審議内容	(1) 子どもの貧困対策の主な具体施策と指標について
会議名	第2回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会
開催日時	令和元年12月23日（月）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の素案について
会議名	第2回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会
開催日時	令和元年12月27日（金）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の素案について
会議名	令和元年度第3回北上市子ども・子育て会議
開催日時	令和2年1月9日（木）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の素案について
会議名	第3回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会幹事会
開催日時	令和2年1月17日（金）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の計画案について
会議名	第3回北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会
開催日時	令和2年1月24日（金）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の計画案について
会議名	令和元年度第4回北上市子ども・子育て会議
開催日時	令和2年1月31日（金）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の計画案について
会議名	北上市議会全員協議会
開催日時	令和2年2月5日（水）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画について
会議名	パブリックコメントの実施
開催日時	令和2年2月7日（金）～2月28日（金）
会議名	庁議
開催日時	令和2年3月23日（月）
審議内容	(1) 第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の策定について



第2期北上市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 北上市教育委員会 教育部 子育て支援課

住 所 〒024-8501

岩手県北上市芳町1番1号 本庁舎4階

TEL 0197-72-8260 FAX 0197-65-3834

URL <https://www.city.kitakami.iwate.jp/>